

介護療養型医療施設の指定の更新について

平成18年4月の介護保険法の改正に伴い、新たに更新制度が導入され、介護療養型医療施設開設者においては、一定期間（原則6年）毎に指定の更新を受けなければ、指定の効力を失い、同法の当該施設としての位置付けがなくなり、介護報酬の請求も出来なくなります。

このため、有効期間の満了前に対象となる施設の開設者は、新たに指定の更新手続きが必要となります。更新の申請受付等につきましては、本市より送付する案内文書にてご連絡させていただきます。

〔みなし居宅サービス等について〕

指定介護療養型医療施設の指定によりみなし指定されている指定（介護予防）短期入所療養介護については、別途申請手続きする必要はありません。本体施設の指定の更新をもって、指定の更新があったものとみなされます。

〔更新手数料について〕

指定介護療養型医療施設の指定更新について、平成24年10月1日より手数料として16,000円をご負担いただくこととなりましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、手数料の納付時期等につきましても、本市より送付する案内文書にてご連絡させていただきます。

〔指定更新手続提出書類について〕

書類番号	必 要 書 類
1	申請書チェックリスト
2	介護保険施設指定（開設許可）更新申請書（様式第1号の3）
3	質問兼告知書
4	介護療養型医療施設の指定に係る記載事項（病院による場合）（付表16-1その1）
5	介護療養型医療施設の指定に係る記載事項（病院による場合）（付表16-1その2）
6	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護事業者の指定に係る記載事項（付表9）
7	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
8	夜間勤務等看護体制確認表 ※夜勤基準が減算型の施設については提出不要
9	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
10	役員名簿
11	当該施設に勤務する介護支援専門員一覧
12	旧介護保険法第107条第3項各号に該当しないことを誓約する書面（誓約書）
13	指定書の写し（原本照合要）

※ 更新申請時に、変更届出を同時に行う場合は別途届出が必要となります。

